

通話録音装置の貸与に関するQ&A

湯沢市消費生活センター

Q 1 装置の名称は？

A 1 振込め詐欺見張隊新117です。

Q 2 貸与台数は何台ですか？

A 2 3台です。ただし、1世帯につき1台となります。

Q 3 料金はどのくらいかかりますか？

A 3 装置の使用料金は無料ですが、電気料金や通信料金は使用者の負担となります。また、故障・破損・紛失した際は、使用者の負担で修理等を行います。その際は、消費生活センターへご連絡ください。

Q 4 対象者はどのような人ですか？

A 4 湯沢市に住所があり、次の要件にあてはまる人が対象となります。

①満60歳以上のみの世帯、療育手帳及び精神障害者福祉手帳の所持者のみの世帯、又は60歳以上の人と療育手帳及び精神障害者福祉手帳の所持者のみの世帯（当該世帯に義務教育修了前の児童生徒がいる場合を含みます）

②装置を設置できる固定電話を使用している人（黒電話には設置できません）

Q 5 申請はいつから始まりますか？

A 5 平成29年3月17日から始まります。

Q 6 貸与はいつから始まりますか？

A 6 申請受付後、審査し設置が適切と判断した場合、日程を調整して随時設置します。

Q 7 いつまで借りられますか？

A 7 装置を設置した日から6か月を経過する日まで使用できます。

Q 8 申請手続きの方法を教えてください。

A 8 消費生活センター（くらしの相談課内）、市ホームページに備え付けの通話録音装置利用申請書に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。交通手段がない等、申請手続きが困難な場合は、消費生活センターにご相談ください。

また、審査の段階で申請者や利用者宅へ電話や訪問により申請内容をお聞きする場合があります。

Q 9 装置の設置は難しくありませんか？

A 9 設置は特に難しくありませんが、必要に応じて市職員が設置のためお伺いします。

Q10 装置の主な機能はどのようなものがありますか？

A10 次の5つの機能があります。

①警告メッセージ機能

着信前に「この電話は振込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます。」とアナウンスが流れます。

②高音質自動通話録音機能

声紋分析が可能な高音質で会話を録音します。

③大変だあ〜！ボタン機能

万が一のとき、受話器を置いた状態で「大変だあ〜！ボタン」を2秒間押すことで、あらかじめ登録された4か所に、順次自動発信され被害を防ぐことができます。

④非通知電話着信拒否機能(※)

非通知電話からの着信を取り次がないようにすることができます。

⑤着信許可・着信拒否機能(※)

「許可電話帳」に登録した電話番号に対して、着信時に警告メッセージを流さないようにすることができます。また、「拒否電話帳」に登録した電話番号に対して、着信を拒否することができます。

※ ④⑤の機能は、いわゆるナンバーディスプレイへの加入が必要です。

【料金の一例：月額400円～600円の使用料、加入時に2,000円の工事費（税抜き）】

Q11 どんな電話機にも取り付けることができますか？

A11 いわゆる、黒電話には取り付けることができません。黒電話の場合は、新たに電話機を購入していただき、回線工事（工事費は電話会社等にご確認ください）を行う必要があります。

Q12 FAX機能の付いた電話機にも取り付けることはできますか？

A12 できます。装置の設定を“FAX機能あり”の設定にすればお使いいただけます。

Q13 装置を設置するに当たっての注意事項はありますか？

A13 装置を接続するとボイスワープの無応答転送機能は利用できなくなります。また、非常通報装置（ガス警報装置やホームセキュリティ、エレベーター、各自治体が配布している機器等）を使用している場合、正常稼働しない可能性があります。予めご了承ください。